



こころのケアも行っています 臨床心理士(公認心理師)

臨床心理士は、心理学の知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門職です。主に心理状態の把握や、心理に関する相談に応じる仕事をしています。

病気になると、病気になったこと自体が大きなストレスになると言われており、また、病気に伴って生じる生活の変化などからもストレスが生じます。このようなストレスを軽減するため、市民病院では、臨床心理士が入院中の患者さんへ、病気による体の変化、気分の落ち込みやイライラなどのストレスについて、

相談に乗り一緒に対処法を考え、気持ちの整理のお手伝いをしています。

平成30年度より心理学の国家資格として公認心理師の試験が始まっており、これからの医療需要に応えられるよう、市民病院の臨床心理士も資格を取得しました。

臨床心理士は、院内のさまざまな医療チームに所属し、多職種で連携・協力しながら、患者さん一人ひとりにあった治療やリハビリに取り組みめるよう、より良い医療が提供できるよう努めています。



尾道市立市民病院庶務課 (☎0848-47-1155(代))

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日・日時・期間 申込方法 申込先 問い合わせ先 対象 内容 定員 料金 持ち物 締切

子育て

【尾道地域(向島を含む)】 健康推進課 (☎0848-24-1960 0848-24-1966)
【因島・瀬戸地域】 因島総合支所健康推進課 (☎0845-22-0123)
【御調地域】 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235)

乳幼児健診

健診名	場所	日程	健診名	場所	日程
4カ月児健診 (4カ月になる児)	総合福祉センター	1月29日(水)・30日(木)	3歳児健診 (3歳5カ月になる児)	総合福祉センター	1月22日(水)・23日(木)
	御調保健福祉センター	2月13日(木)			2月12日(水)・13日(木)
	因島総合福祉保健センター	1月28日(火)			
1歳6カ月児健診 (1歳7カ月になる児)	総合福祉センター	2月5日(水)・6日(木)			

※対象者には個別通知します。健診日の1週間前までに通知が届かない場合は、ご連絡ください。なるべく住所地区のセンターで受診してください。年間日程・対象者については市ホームページをご覧ください。

相談・講習会

行事名	場所	日程	受付時間(終了時間)	対象	備考
乳児健康相談	総合福祉センター	1月27日(月)	9:20~9:40	8~12カ月の児	☑身体計測、育児・栄養相談 ふれあい遊び ☑母子健康手帳
			13:20~13:40	0~7カ月の児	
	御調保健福祉センター	2月13日(木)	13:30~14:00	0~12カ月の児	
離乳食講習会 (要予約)	総合福祉センター	1月20日(月)	9:40~10:00 (11:40)	乳児の家族 ☑18人程度 ※託児あり。	☑調理実習・栄養相談、離乳食の進め方 ☑母子健康手帳、筆記用具、エプロン マスク、三角巾、お手拭タオル
	御調保健福祉センター	1月21日(火)	13:20~	令和元年7~11生まれ ※対象外の乳児の家族も参加できます。	※対象児のみ個別通知あり。
母乳相談 (要予約)	総合福祉センター	1月21日(火) 28日(火) 2月4日(火)	13:30~	市内在住の妊婦か、出産後概ね1年6カ月までの人 ☑5人 ※相談利用は1人2回まで。	☑母乳や卒乳の相談、2~3人ずつ一緒に授乳アドバイス ☑母子健康手帳、タオル2~3枚 ミルクや哺乳びんなど赤ちゃんに必要なもの
パパ☆ママ準備スクール (要予約)	御調保健福祉センター	1月21日(火)	13:20~13:30 (16:00)	市内在住の妊婦、夫、その家族 ☑30人 ☑受付中	☑妊娠中の過ごし方、栄養・歯科保健 分娩・育児・ママ友交流等 ☑母子健康手帳、筆記用具
プレパパ☆ママのハンドマッサージ講座 (要予約)	総合福祉センター	1月26日(日)	①13:30~ ②14:30~	妊娠中の夫婦(パートナー) ☑各回5組	☑母子健康手帳、バスタオル1枚、 フェイスタオル2枚
母子健康手帳の交付(要予約)			9:00~12:00	母子健康手帳交付対象者	☑妊娠届出書、本人確認できるもの

就学援助

市立の小・中学校に在学(入学)する児童生徒の保護者に対して、家庭の事情に応じて、学校で必要な学用品費などの一部を援助する制度です。

[金額は令和元年度の年額]

■対象

- 生活保護を受けている人(修学旅行費と医療費のみ対象)
- 生活保護が停止や廃止になった人
- 市民税・個人事業税・固定資産税が非課税か減免になった人
- 国民年金保険料が免除された人
- 国民健康保険料が減免か徴収猶予された人
- 児童扶養手当を受けている人
- 生活福祉資金の貸し付けを受けている人
- 雇用保険の失業給付を受けている人
- 経済的に困っている人(令和元(平成31)年中の所得が市の基準を下回る世帯)

■申請期限(①~⑥)

在校生:3月16日(月)
新入生:4月15日(水)
※中途申請も随時受付。

■申請方法(①~⑥)

学校や教育委員会(教育指導課)にある「就学援助費申請書」等を学校へ提出

小学生	援助の内容	中学生
13,100円(1年)	①学用品費等	24,800円(1年)
15,350円(2~6年)		27,050円(2・3年)
実費	②給食費	実費
実費	③修学旅行費	実費
一部経費 (交通費・見学科)	④校外活動費	一部経費 (交通費・見学科)
実費 (条件あり)	⑤通学費	実費 (条件あり)
実費 (対象疾病のみ)	⑥医療費 ※医療券交付。	実費 (対象疾病のみ)
50,600円 ※入学前に支給。	⑦新入学学用品費 ※手続き等下記参照。	57,400円 ※小学6年時に支給。

⑦新入学学用品費のみ、入学前に支給します

対象 2月1日現在、市内在住で、「令和元年度就学援助制度」の「準要保護」の基準に該当する人
※生活保護受給中の人は、生活保護費により支給されるため、対象外です。

※入学後、学用品費や給食費等援助が必要な人は「令和2年度就学援助制度」の申請が別途必要です。

■小学校入学前の児童の保護者

申請方法 入学通知書発送時に同封している「申請書」を、入学予定の市内小学校の入学説明会時に提出
※提出が難しい場合、直接教育委員会へ提出。
申請期限 2月7日(金)
支給時期 3月上旬予定

■中学校へ入学する児童の保護者

申請方法・申請期限
・就学援助の認定を受けている人⇒手続き不要
・就学援助の認定を受けていない人⇒1月末までに「令和元年度就学援助申請書」を在籍の小学校へ提出
支給時期 2月末予定

☎教育指導課 (☎0848-20-7474)

就学支度資金・修学資金貸付

母子・父子家庭等の子どもが高校、大学に入学・通学するための資金の貸付制度です。

- 対象 母子・父子家庭の子、父母のない子、寡婦の子
- 申請方法 進学先が確定次第、申請書を提出。連帯保証人が必要。申請者と進学者ともに面接あり。
※就学支度資金の申請書提出期限は3月31日(火)まで。
- 償還期間 10年以内
- 据置期間 卒業後6カ月
- 利子 無利子※償還期限に遅れた場合は違約金が発生。
- 申請書提出先 子育て支援課、因島総合支所、御調・向島・瀬戸田の各支所

高校	大学
<ul style="list-style-type: none"> ▶就学支度資金 国公立 150,000円 私立 410,000円 ※自宅外通学は10,000円加算。 ▶修学資金(月額) 国公立 27,000円 私立 45,000円 ※自宅外通学は7,500円加算。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶就学支度資金 国公立 370,000円 私立 580,000円 ※自宅外通学は10,000円加算。 ▶修学資金(月額) 国公立 67,500円 私立 81,000円 ※国公立9,000円、私立15,000円加算。

※令和2年度から日本学生支援機構奨学金制度が拡充されます(貸付との重複利用には条件あり)。また、授業料等減免・給付型奨学金の支給を受けられる人は、必要経費の算定方法が異なります。

☎広島県東部厚生環境事務所厚生課 (☎0848-25-4632)